

# プラスチック資源中間処理業務（第1期）に係る企画提案競技 実施要領

## I. 趣旨

本市のプラスチック資源中間処理業務について、当該業務の目的及び内容に最も適した受託候補者を公募型プロポーザル方式で選定するものである。

## II. 一般事項

### 1. 名称

「プラスチック資源中間処理業務（第1期）」に係る企画提案競技

### 2. 主催者

西宮市環境局環境施設部施設整備課

### 3. 業務委託方法

公募プロポーザル方式で企画提案書の提出を求め受託者（2者）を決定する。

### 4. 委託業務内容

プラスチック資源中間処理業務要求水準書のとおり

### 5. 契約内容

搬入量1トン当り処理単価（消費税を含む）による契約とし、毎月精算翌月支払いとする。（搬入予定量（事業開始から終了まで）は各者11,970トンを基準とする。ただし、搬入予定量は見込量であり、実際の収集量・搬入・処理量を保証するものではない。）

### 6. 業務委託期間

業務委託期間は、契約締結日の翌日より令和13年3月31日までとする。

なお、処理開始は、令和8年4月1日からとする。

### 7. 企画提案競技スケジュール

企画提案競技のスケジュールは、下記のとおりホームページの掲載により公募を開始するものとし、応募者の企画提案書の提出期限は令和6年3月27日までとする。

#### (1) 西宮市ホームページへの掲載により公募開始

本業務に関して次の資料を施設整備課（Ⅲ-6参照）で配布するので申し出ること。

・要求水準書   ・様式集   ・評価項目と配点   ・業務委託請負契約書（案）

#### (2) 参加申込書の提出期限

令和6年2月2日まで

#### (3) 企画提案書、印鑑証明書、納税証明書、商業登記簿謄本、財務諸表の提出期限

令和6年3月27日まで（ただし、見積書（様式第6号）を除く）

#### (4) 見積書の提出期間

ヒアリング（Ⅲ－8）終了から令和6年4月12日までの間に提出

(5) 応募資格審査の結果通知

令和6年2月9日（予定）

※応募資格の有無を参加申込者に個別に通知する。

(6) 企画提案書の審査期間

令和6年3月27日から令和6年4月19日（予定）

※審査期間内にヒアリングを実施する予定（Ⅲ－8参照）

(7) 受託者との契約

令和6年5月（予定）

### Ⅲ. 応募要領

#### 1. 応募者の資格要件

- (1) 法人であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定を準用し、その規定に該当しないこと。
- (3) 一般廃棄物処理施設の施設設置許可は応募者名で取得していること、また、応募者名で取得見込がある者であること。ただし、Ⅲ－2新会社を設立した場合の応募者は、新会社名で一般廃棄物の施設設置許可を取得見込がある者であること。
- (4) 一般廃棄物の処分を市町村以外の者に委託する場合の基準として、「受託しようとする業務の実施に関し相当の経験を有する者であること。」と定められている（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）。ここにいう業務に関する相当の経験として、応募者は、次のアからウのいずれかの許可を有し、その許可に該当する業務を現在行っている者であること。

許可の種類	根拠法令(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第○条)	備考
ア 一般廃棄物の施設設置許可	第8条	施設の種別は問わない
イ 産業廃棄物の施設設置許可	第15条	廃プラ品目の許可に限る
ウ 産業廃棄物の処分業許可	第14条 第6項	廃プラ品目の許可に限る

- (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第2号に該当する者であること。
- (6) 企画提案書の提出期限において、西宮市の指名停止を受けていないこと。
- (7) 直近事業年度の法人税、消費税及び市税について未納がないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がないこと。
- (9) 市が収集・搬入する一般廃棄物（プラスチック資源）について、貯留・選別・圧縮・梱包・保管等が行える中間処理施設を事業開始までに、鳴尾浜又は西宮浜の、準工業地域内に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」等を遵守して整備することが可能であること。
- (10) 事業用地を賃借により確保する場合、業務の契約までに、委託契約期間に相当する賃借契

約を行い、事業用地を確保すること。

(11) 応募者は、企画提案競技への参加を辞退する場合、その旨を参加辞退届（様式任意）として書面で施設整備課に提出すること。

(12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 項各号に掲げる者及び西宮市暴力団排除の推進に関する条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員、同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でない者。

## 2. 新会社を設立した場合の応募者の構成

(1) 応募者は、応募手続きにおいて市との窓口となる企業 1 者を「代表企業」として定めるものとする。

(2) 契約締結時までに新会社を兵庫県西宮市内に設立し、印鑑証明書、商業登記簿謄本、および出資者保証書を市に提出が可能であること。なお、構成企業は新会社に必ず出資し、代表企業の出資比率は 50%超でなければならない。

(3) 代表企業は、Ⅲ-1 (4) のア～ウのいずれかの許可を有する者であること。

(4) 構成企業の変更は原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、市と協議のうえ、これを決定するものとする。全ての構成企業は、契約が終了するまで新会社の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保等の設定その他一切の処分を行ってはならない。

(5) 応募者の構成企業は、他の新会社の構成員になることや、あるいは単独で企画提案書を提出することなど、企画提案競技に関して複数の提案に関与してはならない。このことが判明した場合には、該当する企画提案書は審査から除外する。

## 3. 応募手続

(1) 応募書類の作成

① 参加申込書（様式第 1 号-1）

② 誓約書（様式第 1 号-2）

③ 構成員表（様式第 1 号-3） ※複数の企業グループで応募する場合

④ 印鑑証明書、納税証明書、商業登記簿謄本、財務諸表を提出すること。

複数の企業グループで応募する場合は全ての構成員について提出すること。

提出書類		備考
印鑑証明書	法務局の証明書	
納税証明書	法人税・消費税等の納税証明書(その 3 の 3)	直近事業年度のものを提出のこと。
	市税納付状況証明書(西宮市内に本店を有する場合)	
商業登記簿の謄本	登記簿謄本または履歴事項全部証明書	
財務諸表	貸借対照表(写し)、損益計算書(写し)	直近 1 年分を提出のこと

⑤ 提案書の構成

- ア 会社概要（様式任意）
- イ 過去の業務実績
  - 1) 資源物の処理の実績（様式第2号-1）
  - 2) 行政手続の経験（様式第2号-2）
- ウ 技術管理者の選任予定者（様式第3号）
- エ 施設計画上の工夫提案書（様式第4号）
  - 1) 施設・設備の適正（様式第4号-1）
  - 2) 人員配置の適正（様式第4号-2）
  - 3) 搬入受入時の体制（様式第4号-3）
- オ 施設運営上の工夫提案書（様式第5号）
  - 1) 製品プラスチックへの対応（様式第5号-1）
  - 2) ごみ量の変動への対応（様式第5号-2）
  - 3) 不適物の混入に対する工夫（様式第5号-3）
  - 4) 運営全般に関する工夫（様式第5号-4）

⑥ 提出部数

- ア 参加申込書（様式第1号）、印鑑証明書、納税証明書、商業登記簿謄本、財務諸表は正本1部、副本（コピー）1部提出すること。
- イ 企画提案書は正本1部（会社名が分かるもの）、副本5部及び電子データ（CD-R又はDVD）1部（会社名やロゴマーク等を外したもの。参加資格通知に記載されている指定の名称を記載すること。）とする。

⑦ 提出様式作成要領

- ア 様式指定があるものは指定様式を使用すること。
- イ 図面はA3サイズとすること。
- ウ 特に指定がある場合を除き、本文の文字サイズは10.5ポイント以上を用いること。ただし、図表に用いる文字はこの限りではない。
- エ 各ページの下にページ番号を振ること。
- オ 様式番号毎にインデックスを貼付すること。
- カ 書類はA4サイズのファイルに綴じること（A3サイズの書類はA4サイズに折り込むこと。）。

⑧ 電子データの提出

⑤のイ～オについては、電子データ（CD-R 又は DVD）を1部提出すること。ファイル形式はPDF とする。

#### 4. 応募方法

Ⅱ-7に従い、提出書類をそれぞれの提出期限までに持参すること（ただし、土日祝日及び執務時間外は受け取らない）。なお、提出書類は返却しない。

## 5. 応募に関する留意事項

### (1) 費用の負担

本企画提案競技に関して応募者が必要とした費用は、全て応募者の負担とする。

### (2) 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

企画提案に関して使用する言語は、日本語、計量単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

### (3) 著作権

応募者から提出される書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市が応募者の承諾を得た場合には、応募手続きに基づき提出される書類の内容を無償で使用できるものとする。

### (4) 提出書類の取扱い

提出された書類については、変更することができないものとし、また、理由のいかんに係わらず返却しない。ただし、市の同意を得た場合はこの限りでない。

### (5) 市が提供する資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、市の了承を得ることなく第三者に対してこれを使用させ、または内容を提示してはならない。

### (6) その他

- ① 実施要領及び要求水準書等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には応募者に通知する。
- ② 市が提示する資料及び回答書は、実施要領及び要求水準書等と一体のものとして、同等の効力を有するものとする。

## 6. 書類の提出及び問合せ先

西宮市環境局環境施設部施設整備課

西宮市西宮浜3丁目8番

電話 0798-22-6601

FAX 0798-26-9091

E-mail [shiseken@nishi.or.jp](mailto:shiseken@nishi.or.jp)

## 7. 質問受付等

### (1) 参加資格に関すること

質問書（様式第7号）によること。

- ① 質問書提出期限 令和6年1月22日
- ② 質問書回答 令和6年1月26日までに回答（予定）

### (2) 企画提案書に関すること

質問書（様式第7号）によること。質問は2回程度に分割して提出してもよい。

- ① 質問書提出期限 令和6年2月9日
- ② 質問書回答 令和6年2月22日（予定）

### (3) 質問書の提出方法と回答方法

- ① 提出方法 質問書を施設整備課まで電子メールで提出すること。質問は参加資格、企画提案の別を明らかにすること。
- ② 回答方法 応募者に個別に電子メールで回答する。ただし、事業の実施条件等にかかわると市が判断した場合、当該質問とその回答内容を全ての応募者に通知することがある。

## 8. ヒアリングの実施

審査期間中、応募者に個別にヒアリングを実施する予定（令和6年4月3～5日（予定））である。内容は、提出された企画提案書の記載内容に関する不明な点について市から質疑を行うものである。ヒアリングには、企画提案書を熟知する者が必ず出席すること。また、ヒアリングにより、市が記載内容に訂正を求める場合には、応募者は誠実に対応しなければならない。なお、応募者によるプレゼンテーションは行わない。

## IV. 審査

### 1. 審査方法

審査は選定評価基準に基づき「プラスチック資源中間処理業務（第1期）に係る審査委員会」（以下、審査委員会という）が審査項目を採点し、評価点を算出する。

#### (1) 非価格要素の審査

企画提案書及びヒアリング調書により非価格要素を下表の審査項目と配点により審査する。

#### 【非価格要素の審査項目及び配点】

審査項目	配点	評価基準
①過去の業務実績	20	選定評価基準による
②施設計画上の工夫提案書の内容	40	
③施設運営上の工夫提案書の内容	40	
④合計	100	

非価格要素点は、40点満点とし、上記により得られた得点に応じて下式により算出する。（少数点以下第3位四捨五入）

$$\text{非価格要素点} = 40 \text{ 点} \times (\text{非価格要素項目の得点}) \div 100 \text{ 点}$$

提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合、その企画提案書は審査対象から除外する。

- ・ 応募者が2以上の企画提案書を提出した場合
- ・ 複数提案の関与(Ⅲ-2(5))が判明した場合
- ・ 施設・設備の概要書(様式第4号-1)について要求水準を満足していないと評価された項目が1つでもある場合
- ・ 本業務に無関係な記述など不適切な記述や白紙で提出された様式がある場合
- ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合

## (2) 価格要素

価格要素点は60点満点とし、提出された見積金額から下式により算出する。

価格要素点 = 60点 × (応募者見積額の最低額) ÷ (当該応募者見積額) × 100点  
ただし、見積額が次の上限額を上回っている場合は、審査対象から除外する。

**見積金額の上限額：399,637,000円(消費税を含まず)**

## (3) 評価点

評価点は、100点満点とし、非価格要素点と価格要素点を加算し算出する。

## (4) 失格事項

- ①審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ②著しく信義に反する行為をした場合
- ③関係者に対する工作等不当な活動を行ったと認められる場合
- ④提出期限内に必要な書類が提出されない場合
- ⑤その他実施要領及び要求水準書等の規定に違反すると認められた場合

## 2. 委託予定候補者の選定

最高得点及び最高に次ぐ評価点を獲得した、合せて2社の応募者を受託候補者として選定する。但し、最高得点者が3社以上、あるいは最高に次ぐ得点者が2者以上ある場合は、該当者のくじ引きにより選定する。(くじの日時及び場所は、別途指示する)。

なお、最高評価点又は最高に次ぐ評価点が同点で受託候補者に選定されなかった応募者または最高に次ぐ評価点に次ぐ評価点を獲得した応募者は次点受託候補者として選定する。

## 3. 審査結果の通知と公表

各応募者に対して当該応募者の審査結果(得点)を通知し、また選定された事業者名を公表する予定である。

## 4. 受託候補者として選定されなかった者に対する理由の説明

- ① 受託候補者として選定されなかった者は、市に対してその理由の説明を求めることができる。
- ② ①の説明を求める場合は、その旨を記載した書面を令和6年5月(予定、詳細な日付は後日通知する)までに、事務局(西宮市環境局環境施設部施設整備課)に提出する。提出方法は郵送(一般書留または簡易書留によること)または持参によるものとし、FAX、E-mailによるものは受け付けない。説明を求めた者に対する回答は、令和6年5月(予定、詳細な日付は後日通知する)付で書面により行う。

## 5. 事業者選定の取りやめ等

公正に事業者の選定ができないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合、市は、事業者の選定を延期し、若しくは取止めることがある。

なお、企画提案競争にかかる不正な行為が判明した場合には、企画提案競争への参加取り消し、受託候補者として選定された場合は候補取り消し、契約の解除等の措置をとることがある。

## V. その他

### 1. 行政手続等に関するスケジュール

行政手続等に関しては、受託者が主体的に進めること。

受託者は契約締結後、速やかに生活環境影響調査や地元への説明、施設設置許可など必要な手続に着手し、逐次進捗を市に報告すること。令和13年4月1日（予定）に事業開始することを心得ること。

以下に想定される事業スケジュールを示す。

No.	内 容	必ず事業者が守るべき提出期限等
1	参加申込書の提出	◆提出期限：令和6年2月2日
2	質問がある場合は質問書を提出 参加資格：令和6年1月22日までに提出 企画提案：令和6年2月9日までに提出	
3	質問への回答 参加資格：令和6年1月26日（予定） 企画提案：令和6年2月22日（予定）	
4	参加資格審査の通知	令和6年2月9日(予定)
5	関係各所へ事業計画等の照会 企画提案書の作成	令和6年1月～
6	企画提案書の提出（見積書を除く）とヒアリング	◆提出期限：令和6年3月27日ヒアリング：令和6年4月3日～5日（予定）
	見積書の提出	◆提出期間：ヒアリング終了～令和6年4月12日までの間
7	企画提案書の評価 候補者の選定	令和6年4月19日(予定)
8	事業者との契約	令和6年5月（予定）
9	関係各課への協議 必要書類の作成・提出	令和6年5月～6月頃
10	生活環境影響調査の実施・報告書作成 生活環境影響調査の報告（産廃課・他関係各所）	令和6年6月～8月頃
11	都市計画審議会（事前審）	令和6年9月頃
12	近隣協議・報告書作成 近隣協議の報告（産廃課・他関係各所）	令和6年10月頃～令和7年2月頃
13	建築基準法第51条申請書の提出	令和7年3月頃
14	廃棄物処理施設設置許可申請書の提出	令和7年3月頃
15	都市計画審議会（本審）	令和7年5月頃
16	建築基準法第51条ただし書き許可の取得	令和7年5月頃

No.	内 容	必ず事業者が守るべき提出期限等
17	建築確認申請の提出 施設整備	令和7年6月頃～令和8年1月頃
18	(廃棄物処理施設竣工→使用前検査)	令和8年3月
19	委託業務の開始	令和8年4月1日(予定)
20	委託業務の実施(5年)に伴う、報告等	
21	委託業務の終了	令和13年3月31日

なお、参加申込書及び企画提案書の提出については提出期限を厳守すること。提出期限を過ぎた場合には、受け付けない。

## 2. 業務の完了

業務完了日に搬入された「プラスチック資源」は、完了日の内に全て処理を行い、ベール化し、再商品化事業者に引き渡すか、もしくは、業務完了日より7日以内に西宮市指定場所まで搬送すること。

## 3. 委託料の支払い

委託料は、契約書に定めるところにより支払う。